

## 役務等契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、契約書に付随する仕様書及び実施要領（以下「仕様書等」という。）により、履行期限（以下「納期」という。）までに作業に従事又は、役務の提供（以下「役務等」という。）をし、甲は乙にその役務等の代金を支払うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 契約条項（特約条項を含む）に定める指示、請求、通知、報告、申請、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、両者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、両者は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかに相手方に交付するものとする。

3 両者は、契約条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の禁止等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括請負の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

2 前項の場合及び軽微な業務を除き、乙が業務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせるには、あらかじめ甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項又は第2項により委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負いが行われる場合には、あらかじめ甲に通知しなければならない。

4 乙は、第1項の承認を得た場合又は、第2項及び第3項の通知を行った場合であっても、受任者、下請負者又はそれらの被用者（以下「受任者等」という。）の行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(下請負者の変更)

第5条 甲は、前条の規定による下請負者が、業務の実施につき著しく不相当であると認められる場合には、乙に対して必要な処置を採るべきことを請求することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による請求があったときは、直ちにこれに従わなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第6条 乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以

下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品又は官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われぬように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計、又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は、知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であつて、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第4条及び第5条の規定は、前5項についても適用する。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、業務の実施に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督官)

第8条 甲は、この業務の実施について監督官を定めたときは、その官職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

- 2 監督官は、この契約書及び仕様書等に定められた事項の範囲内において、業務の実施に立ち会い、又は必要な監督を行い、若しくは乙に対して指示を与えることができる。

(役務等完了の届出等)

第9条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の指定する検査官の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けた日から、10日以内に検査を完了するものとする。

(代金の請求及び支払)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、乙から適法なる支払請求を受理した日から30日以内に代金の支払を完了するものとする。
- 3 甲は、契約の性質上、契約書に分割払を定めている場合は、既に役務等が完了した部分

についてその相当額の代金を前項に準じて支払うことができる。

(納期の猶予)

第11条 甲は、乙の責に帰する事由により納期内に役務等の完了ができない場合において、甲が差し支えないと認める時限までに役務等が完了する見込みのあるときは、納期を延長することができるものとする。

2 乙は、前項により納期までに役務等の完了ができない場合は、遅延日数に応じ、遅延分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じた金額を遅延賠償金として甲に支払わなければならないものとする。ただし、遅延分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

甲は、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解約違約金として契約金額の10パーセントの金額を乙より徴収する。

- (1) 乙がこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が納期内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (4) この契約の履行に関し乙（代理人及び受任者等を含む）に不正又は不当の行為があったとき。
- (5) 前各号のほか、この契約条項（特約条項を含む）に違反したとき。
- (6) 天災その他の不可抗力による場合、又は、乙の責に帰し難い事由により解約を申し出たとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第1項の遅延利息は、第18条の規定を準用する。

(秘密の保全)

第13条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(危険負担)

第14条 乙は、役務等完了前に、役務等の目的物又は役務の材料について生じた損害、その他役務等の提供に関して生じた損害を負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害についてはこの限りではない。

(損害賠償)

第15条 乙は、作業遂行中、甲の器物を紛失又はき損したときは、甲に対して損害賠償の責任を負う。ただし甲がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(第三者に対する損害)

第16条 乙は、作業遂行中、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなけ

ればならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による損害については、この限りではない。

(契約不適合担保)

第17条 甲は、役務等の完了後1ヶ年以内に役務等に契約不適合があるときは、乙に対し、これを修補、又は、その契約不適合によって生じた損害賠償を請求することができる。

(遅延利息)

第18条 乙が、この契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ当該遅延賠償金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならないものとする。

2 甲の責に帰する事由により、甲が第10条第2項の規定による指定の期間内に代金を乙に支払わない場合は、乙は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に請求することができる。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 甲は、前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(調査)

第19条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(契約書及び仕様書等の疑義)

第20条 乙は、契約書及び仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求め、回答を得るものとする。

(紛争の解決)

第21条 本契約の履行に関し、紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、速やかに解決を図る

ものとする。

2 前項により解決しないときは、東京地方裁判所にその調停を依頼し、その解決に甲乙双方従うものとする。

(その他)

第22条 特約条項にこの基本条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

2 乙は、この契約書に記載のない事項でも、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

3 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義を生じた場合には、そのつど甲乙協議をして解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。